

内閣參甲第一二一號

昭和二十四年二月二十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員池田恒雄君提出農業所得稅に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税に関する質問に対する答弁書

一 昭和二十二年秋の利根川を中心とする水害に際し、埼玉縣柏壁稅務署及び茨城縣下稅務署における課稅の実情については、目下調査中であるから、調査終了次第速かに答弁致したい。なお、所得計算上、共済金は、これを收入金額に算入するのであるが、これは、必要経費又は損失を補填して、結局所得を生じないという趣旨により取り扱つてるのである。

二 昭和二十三年秋の利根沿岸の水害等に際し、茨城縣下稅務署における農業所得課稅の実情については、調査の上、速に答弁する。

三 農業所得課稅については、大藏省は、廣く「農業所得に対する所得稅の実務要領」を頒布し、農業所得の計算等について、詳細且つ具体的に示してある趣旨に則り、地方の実情に應じ、適正な運用を期し、稅務署に対し、我が徹底に努めている。